

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会公益通報者の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(通報窓口)

第2条 職員等からの通報及び相談に応じる窓口を総務課に設置する。

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。

(通報者及び相談者)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者は本会の職員及び本会の役員、評議員、退職者、本会の取引事業者等の労働者とする。

(調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は総務課が行なうこととし、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

2 各部所は、通報された内容の事実関係の調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第6条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通報者等の保護)

第8条 通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 通報者等が相談通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第9条 通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。正当な理由なくして個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第 10 条 通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行なっている又は行なおうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第 11 条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行なってはならない。そのような通報を行なった者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第 12 条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者は、本規程に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 19 年 2 月 6 日から施行する。